



山形県公報

令和4年6月10日(金)
第311号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(防災危機管理課) ……585
- 山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) ……595

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……同
- 同……………(同) ……596
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……597
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 基本測定の終了の通知……………(農村計画課) ……598
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 二級建築士の免許の取消し……………(建築住宅課) ……599
- 平成20年10月県告示第953号(建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項に基づく特定工程等の指定)の一部改正……………(同) ……同
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) ……同

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(税政課) ……600
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(庄内総合支庁総務課) ……同
- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業振興・経営支援課) ……同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……601
- 令和2年度会計対象財政的援助団体等の監査結果の公表……………(監査委員) ……602

規 則

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第27号

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山形県災害救助法施行細則(昭和35年1月県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第4条第1項各号」を「第4条第1項各号及び第2項」に、「災害発生市町村（法第2条）を「災害発生市町村等（法第2条第1項）に、「（法第2条の2）」を「又は同条第2項に規定する本部所管区域市町村（いずれも法第2条の2第1項）」に改め、同条第2項及び第3項中「災害発生市町村」を「災害発生市町村等」に改める。

第12条から第14条までの規定中「災害発生市町村」を「災害発生市町村等」に改める。

別表第1第1項第1号ハ中「設置費」を「設置費（法第4条第2項に規定する避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金及び光熱水費）」に改め、同号ハ中「避難所」を「法第4条第1項第1号に規定する避難所」に、「とする」を「とし、同条第2項に規定する避難所を開設できる期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から当該救助に係る同条第3項後段の規定による公示の日までの期間とする」に改め、同項第2号イ(ロ)中「5,714,000円」を「6,285,000円」に改め、同表第2項第1号ハ中「1,160円」を「1,180円」に改め、同表第3項第3号イの表中

円	円	円	円	円	円
18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400

を、

円	円	円	円	円	円
18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300

に改め、同号ロの表中

円	円	円	円	円
6,100	8,300	12,400	15,100	19,000
10,000	13,000	18,400	21,900	27,600

を

円	円	円	円	円
6,100	8,200	12,300	15,000	18,900
9,900	12,900	18,300	21,800	27,400

に改め、同別表第6項第2号イ中

「595,000円」を「655,000円」に改め、同号ロ中「300,000円」を「318,000円」に改め、同項第3号中「1月以内」を「3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）」に改め、同表第8項第3号ロ中「4,500円」を「4,700円」に、「4,800円」を「5,000円」に、「5,200円」を「5,500円」に改め、同表第9項第3号中「215,200円」を「213,800円」に、「172,000円」を「170,900円」に改め、同表第11項第2号中「137,900円」を「138,300円」に改め、同表第12項第1号中「救助」を「法第4条第1項各号及び第2項に規定する救助」に改め、同号イ中「被災者」を「被災者（法第4条第2項に規定する救助にあつては避難者）」に改める。

別表第2第1項第1号イ中「17,400円」を「24,600円」に改め、同号ロ中「薬剤師」を「薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士」に、「11,900円」を「15,700円」に改め、同号ハ中「及び看護師」を「、看護師及び准看護師」に、「11,400円」を「16,700円」に改め、同号ホ中「、左官及びとび職」を削り、「20,700円」を「25,400円」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニ中「17,200円」を「16,000円」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 救急救命士 1日当たり 13,600円以内

別表第2第1項第1号に次のように加える。

ト 左官 1日当たり 26,400円以内

チ とび職 1日当たり 24,500円以内

別表第2第1項第3号イ中「医師及び歯科医師」を「第1号イに規定する者」に改め、同号ロ中「薬剤師、土木技術者及び建築技術者」を「第1号ロからチまでに規定する者」に改め、同号ハを削る。

別記様式第1号中「災害発生市町村」を「災害発生市町村等」に改める。

別記様式第2号(1)から別記様式第4号まで、別記様式第6号から別記様式第9号まで、別記様式第11号及び別記様式第13号中「㊟」を削る。

別記様式第14号中「㊟」を削る。

別記様式第15号を次のように改める。
様式第15号

災害救助費算出内訳書

(災害名)

種目別区分	実支出額			算定基準による算定額			備考
	員数	単価	金額	員数	単価	金額	
1 救 助 費			円			円	
(1) 避難所設置費	延 人			延 人			
避難所	人			人			
福祉避難所	人			人			
ホテル・旅館等	人			人			
(2) 応急仮設住宅供与費	戸			戸			
建設型応急住宅	戸			戸			
賃貸型応急住宅	戸			戸			
応急修理期間における 応急仮設住宅の使用	戸			戸			
(3) 炊出しその他による 食品供与費	延 人			延 人			
(4) 飲料水供給費							
(5) 被服、寝具その他生活必需品の 給与費又は貸与費	世帯			世帯			
全壊・全焼・流出	世帯			世帯			
半壊・半焼・床上浸水	世帯			世帯			
(6) 医療費及び助産費	延 人			延 人			
医 療 費	延 人			延 人			
助 産 費	延 人			延 人			
(7) 被災者の救出費	延 人			延 人			
(8) 被災した住宅の 応急修理費	世帯			世帯			
大規模半壊・半壊以上	世帯			世帯			
準 半 壊	世帯			世帯			
(9) 生業に必要な資金の貸与費	世帯			世帯			
(10) 学用品の給与費	延 人			延 人			
小 学 校 児 童	人			人			
教 科 書	人			人			
文 房 具 等	人			人			
中 学 校 生 徒	人			人			
教 科 書	人			人			

	文房具等	人			人		
	高等学校等生徒	人			人		
	教科書	人			人		
	文房具等	人			人		
(11)	埋葬費	体			体		
	大人	体			体		
	小人	体			体		
(12)	死体の捜索費	体			体		
(13)	死体の処理費	体			体		
	洗淨、縫合、消毒等	体			体		
	一時保存	体			体		
	検案	体			体		
(14)	障害物の除去費	世帯			世帯		
(15)	輸送費						
(16)	賃金職員等雇上費						
2	救助事務に要した経費						
3	災害ボランティアセンター設置・運営委託費						
(合計)					

- (注) 1 本表は、災害別に別葉とすること。
 2 「備考」欄には、救助の実施につき特別な基準を設定した場合は、その概要を記入すること。
 3 「算定基準による算定額」欄の金額は、常に「実支出額」欄の金額以下の金額となるものであること。
 4 救助の程度、方法及び期間について特別な基準が認められた場合は、当該特別基準の内容が「算定基準による算定額」となるものであること。

別記様式第16号を次のように改める。

様式第16号

事項別明細書

市町村名

1 救助費

(1) 避難所設置費

避難所名	設置期間	収容延人員	実支出額							計	算定基準による算定額	備考
			賃金職員等雇上費	消耗器材費	建物の使用謝金	器物の使用謝金・借上費・購入費	光熱水費	仮設便所等の設置費	その他の経費			
	～	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	～											
	～											
計	箇所											—

(2) 応急仮設住宅の供与費

応急仮設住宅名	入居年月日	退去年月日	世帯主氏名	世帯人数	被災時住所	住家被害程度又は避難指示状況	実支出額又は使用料	支出内容	備考
				人			円		
計	戸	—	戸		—	—		—	—

(3) 炊出しその他による食品の給与費

給食年月日	炊き出し所数	給食延人員	実支出額	算定基準による算定額	備考
	箇所	人	円	円	
計	日間				—

(4) 飲料水の供給費

供給年月日	対象人員	実支出額						備考
		水の購入費	給水又は浄水に必要な機械又は器具			薬品費又は資材費	計	
			借上費	修繕費	燃料費			
	人	円	円	円	円	円	円	
計								—

(注) 飲料水の供給に要する輸送費及び賃金職員等雇上費については、(13)に計上すること。

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与費又は貸与費

住家被害程度区分	世帯主氏名	基礎となつた世帯構成人員	給与年月日	給与物資の品名				実支出額合計	算定基準による算定額合計
				被服、寝具及び身の回り品	日用品	炊事用具及び食器	光熱材料		
		人						円	円
計	全壊等	世帯	—	—	—	—	—		
	半壊等	世帯							

(注) 算定基準による算定額は、被害の程度、季別及び世帯区分により異なる。

(6) 医療費及び助産費

医療費								助産費				備考	
医療救護活動場所	救護班(医療機関名)	診療期間	診療人数	薬剤費	治療材料費	医療器具の修繕費等	実支出額計	救護班又は助産師名	介助・処置期間	介助・処置人数	衛生材料等実支出額計		
			人	円	円	円	円				人	円	
計	—	—						—	—	—			—

- (注) 1 本表は、原則として市町村立の病院及び診療所の医師等が救護班として活動した場合の費用を計上すること。
 2 医師等に係る旅費、時間外勤務手当等については2に、医師等を賃金職員等として雇い上げた場合の費用は(14)に計上すること。
 3 救護班の活動状況がわかる資料を別途添付すること。
 4 避難所へ備え付けた医薬品等は、(1)に計上すること。

(7) 被災者の救出費及び死体の搜索費

年月日	搜索人数	実 支 出 額				計	備考
		舟艇その他救出又は搜索のための機械、器具等					
		借上費	購入費	修繕費	燃料費		
	人・体	円	円	円	円	円	
計							—

(注) 被災者の救出及び死体の搜索に要する輸送費及び賃金職員等雇上費については、(14)に計上すること。

(8) 被災した住宅の応急修理費

世帯主氏名	損壊の程度	修理箇所	完了年月日	実支出額	摘要
				円	
計 世帯	—		—		—

(9) 生業に必要な資金の貸与費

全壊・全焼・ 流失世帯数 A	貸与世帯数 B	B/A	貸付完了年月日	実支出額	算定基準による 算 定 額	備考
世帯	世帯			円	円	
計		—	—			—

(10) 学用品の給与費

学用品の給与費（ 学校）

学校名	学年	児童 又は 生徒 氏名	親権 者等 氏名	給与完了年月日		教科書			文房具及び通学用品			実支出額 合計 A+B	算定基準額 合計 A+C	備考
				教科書	文房具及び 通学用品	実支出額 A	実支出額 B	基準額 C						
						円	円	円	円	円	円	円		
計	—	人	—	—	—								—	

(注) 本表は、小学校、中学校及び高等学校別に別様とすること。

(11) 埋葬費

埋葬 (火葬) 年月日	死 亡 者					埋 葬 費					
	氏名	生年 月日	年齢	死 亡 年月日	居住地 市町村	棺 (付属品を 含む。)	埋葬又は火 葬費用	骨つぼ及び 骨箱	遺体搬送料	実支出額 合 計	算定基準に よる算定額
						円	円	円	円	円	円
合 計								大人	体	円	円
								小人	体	円	円

- (注) 1 大人とは満12歳以上の者をいい、小人とは満12歳に満たない者をいう。
 2 棺の付属品とは仏衣・浄衣、ふとん等をいい、遺体安置料の保存資材とはドライアイス、防腐剤等をいう。
 3 遺体搬送料とは、一時保存施設から火葬場まで搬送する費用等をいう。

(12) 死体の処理費

年月日	洗 浄 ・ 縫 合 ・ 消 毒 等 処 置			一 時 保 存			検 案			実支出額 合 計	算定基準 による算 定額合計	備考
	件数	実支出額	算定基準 による算 定額	件数	実支出額	算定基準 による算 定額	件数	実支出額	算定基準 による算 定額			
	件	円	円	件	円	円	件	円	円	円	円	
計												—

- (注) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案に要する輸送費及び賃金職員等雇上費については、(14)に計上すること。

(13) 障害物の除去費

住宅被害 程度区分	世帯主 氏 名	除去に要した 期 間	実支出額	算定基準による 算 定 額	除去に要すべき状態の 摘 要	備考
			円	円		
計	世帯	—			—	—

- (注) 「実支出額」の欄には、障害物除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等の一切の経費を計上すること。

(14) 輸送費及び賃金職員等雇上費

目 的	輸 送 費			賃 金 職 員 等 雇 上 費			
	輸送期間	実支出額	備考	雇用期間	雇用人数	実支出額	備考
被災者（避難者）の避難支援		円			人	円	
医療及び助産							
被災者の救出							
飲料水の供給							
死体の捜索							
死体の処理							
救済用物資の整理配分							
計	—		—	—			—

(注) 避難所設置に要する賃金職員等雇上費は(1)に、埋葬に要する輸送費は(11)に、障害物の除去に要する輸送費及び賃金職員等雇上費は(13)に計上すること。

2 救助事務費

費 目		実支出額合計	救助事務内容、用途等	備考
時 間 外 勤 務 手 当		円		
賃 金 職 員 等 雇 上 費				
旅 費				
消 耗 品				
燃 料 費	庁舎等暖房用燃料			
	自動車燃料等			
食 糧 費				
印 刷 製 本 費				
光 熱 水 費				
修 繕 料				
使 用 料 及 び 賃 借 料				
通 信 運 搬 費	通 信 費			
	運 搬 料			
	交 通 費 等			
委 託 費				
計			—	—

- (注) 1 本表は、救助の実施機関の事務的経費を計上すること。
 2 費目ごとに、根拠となる資料を添付すること。

3 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る委託費

委託先	委託期間	職員名	時間外 勤務手当	賃金	旅費	実支出額 合計	備考
			円	円	円	円	
計		人					—

4 決定報告による被害状況調

区	分	被	害	状	況	
人的被害	死者				人	
	行方不明				人	
	負傷	重傷				人
		軽傷				人
		小計				人
	計					人
住家の被害	棟数	全壊、全焼及び流失			棟	
		半壊及び半焼			棟	
		一部破損			棟	
		床上浸水			棟	
		床下浸水			棟	
	世帯数及び被害人員	全壊、全焼及び流失	世帯		世帯	
			人員		人	
		半壊及び半焼	世帯		世帯	
			人員		人	
		一部破損	世帯		世帯	
			人員		人	
		床上浸水	世帯		世帯	
			人員		人	
	床下浸水	世帯		世帯		
		人員		人		
災害発生年月日		年 月 日				

別記様式第17号、別記様式第25号、別記様式第26号、別記様式第29号及び別記様式第37号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第28号

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和55年4月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「の各号」を削り、同項第3号を削る。

第22条の3中「第23条第1項第1号」を「第23条第2項第1号」に改める。

別記様式第1号中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第2号中「㊟」を削る。

別記様式第8号中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第12号（表）及び別記様式第14号中「㊟」を削る。

別記様式第15号中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第20号（表）及び別記様式第20号の3（表）中「㊟」を削る。

別記様式第21号中「署名の上」及び「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第22号から別記様式第23号の3までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第23号の4（表）中「㊟」を削り、同様式（裏）の記載上の留意事項第8項中「の各号」を削る。

別記様式第24号及び別記様式第25号中「㊟」を削る。

別記様式第25号の2中「㊟」を「 」に、「家族の連絡先」を「家族等の連絡先」に

改め、同様式の注書中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、同注書第4項中「もので、」を「もの（申請者の申出により、知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布等で覆うことを認める場合を除く。）で、」に改め、同項を同注書第3項とし、同注書中第5項を第4項とする。

別記様式第25号の3及び別記様式第25号の4中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第25号の5中「㊟」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の別記様式第1号、別記様式第2号、別記様式第8号、別記様式第12号、別記様式第14号、別記様式第15号、別記様式第20号、別記様式第20号の3から別記様式第25号の2まで及び別記様式第25号の3から別記様式第25号の5までの規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

告 示

山形県告示第492号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和4年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の 種類	定 員	指定年月日
一般社団法人L i b r a 上山市宮脇658番地(101)	ペルチェ 上山市宮脇658番地(101)	放課後等デイサー ビス	10名	令和 4. 6. 1

山形県告示第493号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和4年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の 種類	指定年月日
一般社団法人L i b r a 上山市宮脇658番地(101)	ペルチェ 上山市宮脇658番地(101)	保育所等訪問支援	令和 4. 6. 1

山形県告示第494号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社b e f r i e n d	訪問看護ステーション あかり 東根市小林二丁目3番38-20号	訪 問 看 護	令和 4. 6. 1

山形県告示第495号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社b e f r i e n d	訪問看護ステーション あかり 東根市小林二丁目3番38-20号	介護予防訪問看護	令和 4. 6. 1

山形県告示第496号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	廃止年月日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地	ニチイケアセンター天童 天童市中里七丁目4番5号	重度訪問介護	令和 4. 5.31

山形県告示第497号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和4年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定 員	指定年月日
特定非営利活動法人あゆむ 長井市五十川5293番地の7	放課後等デイサービスあゆむ いいで 西置賜郡飯豊町手ノ子1710-1	放課後等デイサービス	10名	令和 4. 5.23

山形県告示第498号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和4年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
特定非営利活動法人あゆむ 長井市五十川5293番地の7	保育所等訪問支援事業所あゆむ いいで 西置賜郡飯豊町手ノ子1710-1	保育所等訪問支援	令和 4. 5.23

山形県告示第499号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和4年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定 員	指定年月日
合同会社おきたまライフフュージョンおらふ 米沢市広幡町成島1027番地	Reはーと えいる 米沢市直江町7-16	放課後等デイサービス	20名	令和 4. 6. 1
合同会社おきたまライフフュージョンおらふ 米沢市広幡町成島1027番地	Reはーと えいる 米沢市直江町7-16	児童発達支援	20名	同

山形県告示第500号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社メグシィ 鶴岡市高坂字杉ヶ沢72番地33	自立訓練事業所メグシィ 鶴岡市茅原町27番19号	自立訓練（生活訓練）	令和 4. 5.31

山形県告示第501号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和4年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域
県内全域
- 2 基本測量を実施した期間
令和4年1月1日から同年3月31日まで
- 3 作業の種類
基本測量（時空間変位確定測量）

山形県告示第502号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和4年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
農 村 地 域 防 災 減 災 事 業（河 川 応 対）	大 畑 地 区	令 和 4 年 5 月 6 日

山形県告示第503号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西郷土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和4年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 保	鶴岡市西沼甲88番地
同	小 笠 原 道 明	同 辻興屋丙81番地
同	佐 藤 益 雄	同 茨新田丙450番地
同	田 村 一	同 長崎甲26番地
同	大 滝 満	同 千安京田乙156番地
同	大 場 靖 智	同 下川字関根132番地
同	田 中 武	同 大坪12番地

山形県告示第504号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西郷土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和4年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	佐藤 保	鶴岡市西沼甲88番地
同	齋藤 裕也	同 面野山176番地
同	遠藤 力	同 辻興屋丙7番地
同	阿部 研	同 下川字大坪14番地
同	佐藤 重勝	同 茨新田戊48番地
同	本間 長男	同 下川字合喜24番地
同	佐藤 克久	同 茨新田字砂山182番地1

山形県告示第505号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。
令和4年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 免許の取消しをした年月日
令和4年6月1日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号
井上 正市 第4879号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため

山形県告示第506号

平成20年10月県告示第953号（建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項に基づく特定工程等の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第3項中「第85条第5項又は第6項」を「第85条第6項又は第7項」に改める。

山形県告示第507号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

令和4年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有置総建第357号
- 2 指定の場所 南陽市若狭郷屋字浦城667番1
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長 46.14メートル
- 4 指定年月日 令和4年6月3日

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和4年度山形県税務総合電算システム改修業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県総務部税政課税務電算担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2096
- 3 落札者を決定した日 令和4年5月16日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 落札金額 61,600,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和4年4月5日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年6月10日

山形県庄内総合支庁長 高 橋 正 美

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
山形県庄内総合支庁庁舎管理及び清掃業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県庄内総合支庁総務企画部総務課総務係 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 電話番号0235(66)5684
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年3月30日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
有限会社ビジネスサポート山形支店 山形市西田五丁目5番14号
- 5 随意契約に係る契約金額 11,440,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を認める政令第11条第1項第1号該当

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに天童市役所において令和4年10月11日まで縦覧に供する。

令和4年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヤマザワ天童新長岡店
天童市中里七丁目4番29号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号
代表取締役 古山 利昭

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年2月1日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,264平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 127台
 - (2) 駐輪場の収容台数 35台
 - (3) 荷さばき施設の面積 75平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 25立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 開店時刻 午前9時
 - ロ 閉店時刻 翌午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から翌午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

7 届出年月日
令和4年5月31日

8 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年10月11日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和4年10月11日まで縦覧に供する。

令和4年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品山形南店
山形市若宮二丁目17番2号
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社カワチ薬品 栃木県小山市卒島1293番地
代表取締役 河内 伸二

3 変更する事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株 式 会 社 カ ワ チ 薬 品	午前10時	午後9時

(変更後)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株 式 会 社 カ ワ チ 薬 品	午 前 9 時	午 後 9 時

ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前9時30分から午後9時30分まで
 (変更後) 午前8時30分から午後9時30分まで

4 変更年月日

令和4年6月16日

5 届出年月日

令和4年5月26日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年10月11日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和4年4月に実施した令和2年度会計対象財政的援助団体等の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年6月10日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
 山形県監査委員 星 川 純 一
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

1 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

2 監査の種類

財政的援助団体等監査

3 監査の対象

- (1) 監査対象団体 一般社団法人山形県系統豚普及センター
- (2) 監査対象期間 令和2年度

4 監査の着眼点

監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

5 監査の実施内容

監査対象期間における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行等について、関係書類等を確認するなどの方法により監査を実施した。

6 監査の結果

監査対象期間における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行等について、以上のように監査した限りにおいて、監査結果は次のとおりである。

- (1) 一般社団法人 山形県系統豚普及センター

監査実施年月日 令和4年4月12日

担当監査委員 松田 義彦

ア 監査事項

- (ア) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
15,000,000円	基本財産の現在額 50,660,000円 県の出資割合 29.6%	山形県が造成した系統豚を維持するとともに、優良種豚の生産及び供給を行うことにより、山形県産肉豚の品質向上と生産の安定を図り、もって農家経営の安定及び向上に寄与する。

イ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項）

会計事務等に係る内部牽制が的確に機能していないもの

（内容）

職員が資材等の購入を装い、貯金口座から現金を引き出すという不正な会計処理を行ったものがある。

ウ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

令和4年6月10日印刷
令和4年6月10日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県